

学校における働き方改革
南幌町アクション・プラン

平成30年12月
南幌町教育委員会

◎はじめに

現在、学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が、平成 28 年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果では、前回調査（平成 20 年度）や国の教員勤務実態調査と比較して、改善は見られるものの、1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える教職員の割合が、教諭については、小学校で 2 割、中学校で 4 割を超えています。

また、教頭に至っては、小・中学校とも 7 割となっており、調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長くなっています。

更には中学校教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長いといった課題が明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、道教委では、平成 29 年 10 月に「学校における働き方改革推進プロジェクトチーム」を庁内に設置し、働き方改革を推進する体制を整備するとともに、この度、道教委が主導して、道内の全ての学校において、働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」（以下「『北海道アクション・プラン』」という。）を作成しました。

本町においても、この『北海道アクション・プラン』に準じて、「学校における働き方改革南幌町アクション・プラン」を作成し、実効性ある取組みに向け、学校との連携を図っていきます。

今後とも、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めてまいります。

◎働き方改革に関する国及び道の動き

- 平成 29 年 6 月
「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教審への諮問
(文部科学省)
- 平成 29 年 8 月
「学校における働き方改革に係る緊急提言」
(中教審初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会)
- 平成 29 年 12 月
「学校における働き方改革に関する総合的な方策(中間まとめ)」(中教審)
- 平成 29 年 12 月
「学校における働き方改革に関する緊急対策」(文部科学省)
- 平成 30 年 2 月
「教育委員会において取組むべき方策等をまとめた通知」(文部科学省)
- 平成 30 年 3 月
学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」(道教委)

1 アクション・プランの性格

○「南幌町アクション・プラン」(以下「本プラン」という。)は、南幌町立学校が働き方改革を進めるため、南幌町教育委員会(以下「町教委」という。)が策定し、各学校の取組みを促すものであり、今後の国・北海道の動向や学校における取組み状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直します。

2 取組の方向性

○これまでの学校における働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組みを進めます。

○「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取組みを進めます。

3 教育委員会の役割

○『北海道アクション・プラン』を踏まえ、南幌町立学校における働き方改革を進めるための計画を作成するとともに、取組みの進捗状況の把握に努めます。

4 学校の役割

○学校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組みを、関係機関と連携しながら、主体的に推進します。

○「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

5 アクション・プランの期間

○本行動計画の取組み期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

6 アクション・プランが目指す目標

○本プランの目標を次のとおり設定します。

◎目 標

1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える教員をゼロにします。

◎働き方改革を進めるための指標

- (1) 部活動休養日を完全に実施する。
- (2) 変形労働時間制を活用する。
- (3) 定時退勤日を月 2 回以上実施する。
- (4) 学校閉庁日を年 9 日以上実施する。

7 取組の検証・改善

○町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、必要に応じて学校における働き方改革の取組みの検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。

○学校長は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組みを主体的に検討し、実施していくこととする。

8 保護者や地域住民等への理解促進

○教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めていかなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組みについて、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるとともに、町教委やPTA組織と連携を図りながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進めます。

9 具体的な取組

Action 1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 学校の課題に応じた専門スタッフ等の配置

- ・各学校の課題に応じて、スクールカウンセラー、特別支援教育学習支援員等の配置及び派遣を進めます。
- ・道教委の派遣事業によるスクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフを含めた専門スタッフ等の活用を進めます。
- ・その他公務補、事務補助職員を配置します。

(2) ICTを活用した教材の共有化等による授業準備等の支援の充実

- ・道教委が作成した各教科の教材資料や実践資料などを有効に活用するとともに、パソコンや電子黒板などを活用した授業づくりにより、教材準備などの効率化を図ります。

(3) 校務支援システムの活用

- ・導入している学校における校務支援システムの活用が図られるよう、普及啓発に努めます。

(4) 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

- ・学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組みが推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の効果的な推進を図ります。

Action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の実施

- ・生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する観点から、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組みを進めます。
- ・スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえて、必要な見直しを行います。

①休養日

- ・平日は、毎週1日以上（年間52日以上）、土曜日または、日曜日については、毎週いずれかを休養日とします。
- ・学校閉庁日（夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日）は部活動休養日とします。

※1_学校休養日は、学校で行う朝練習や自主練習も行わないこととします。

※2_大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合（※4）は、代替の休養日を実施することとします。

②活動時間

- ・平日は2～3時間程度で終了すること。（生徒の最終下校時刻を設定）
- ・土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次の※3、※4に該当する場合を除き、半日程度で終了すること。

※3_大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合

※4_中体連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合

(2) 部活動指導員の配置等

- ・部活動ごとに可能な限り、複数顧問を配置し、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組みを行うよう、学校に対して指導、助言を行います。
- ・学校長は、スポーツ少年団等の地域スポーツクラブとの連携、協力を積極的に進めます。

Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実_____

(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・学校長は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、月2回以上の「定時退勤日」、「消灯時間の設定」等、学校の実情に応じた取組みや年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」を設け、教職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組みを進めます。

(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・各学校においては、学校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定します。
- ・人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、職員自ら考えて自主的に働き改革を進めるよう促します。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を次のとおり設定します。

①実施目的

- ・職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持します。

②設定期間

- ・夏季休業期間 8月15日前後の特定の3日間。
- ・冬季休業期間 12月29日から1月3日までの6日間。

但し、学校の実情に応じて設定することも可能とする。

③サービス上の取扱等

- ・夏季休業中の閉庁日の取扱いは、年休、夏休、振替等となります。
- ・休暇取得を強制はしません。
- ・出勤することは可能ですが、この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行い、管理職員の出勤は不要とします。
- ・部活動は休養日に設定します。

④保護者への周知

- ・各学校から保護者にお知らせします。

(4) 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

- ・勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日策定）が示され、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされており、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることを踏まえ、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを検討します。

Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

- ・教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象とした調査については、廃止や縮小、他の調査との統合など、調査の精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいきます。

(2) 勤務時間等の制度改善の活用

- ・平成 22 年度以降、4 週の期間内での変形労働時間制を導入し、随時対象業務を拡大してきたほか、休憩時間に係る制度改正や、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における 3 時間 45 分の勤務時間の割振り変更など、これらの制度を有効に活用するよう促します。

(3) メンタルヘルス対策の推進

- ・平成 28 年度からメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェック

を導入しており、すべての教職員が参加できるよう、引き続き周知を図ります。

(4) 学校行事の精選・見直し

・各学校に対し、学校行事の精選や内容の見直しの取組みを推進するよう促します。

(5) 学校が作成する計画等の見直し

・各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行います。

(6) 学校の組織運営に関する見直し

・学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用となるよう指導・助言を行います。